

## 第16次水道事業経営審議会からの答申について

いわき市では、水道事業の経営に関して必要な事項を調査・審議するため、「いわき市水道事業経営審議会」を設置しています。

昨年11月21日に、審議会から「今後の水道事業経営について」の答申をいただきました。これは平成29年12月に市長が諮問した事項に対しての意見を取りまとめたものです。

水道局ではこの答申の内容を十分に尊重し、事業経営に反映させてまいります。

### 【答申の主な内容】

- 新・いわき市水道事業経営プランの進行管理について
    - ・ 同プランに掲げた11の目標すべてにおいて順調に進捗しており、現行の中期経営計画期間（平成29年度～令和3年度）で今後予定している取り組みについては、現行料金水準を維持したまま財源を確保し、実施することが可能であることを確認しました。
  - 水道料金制度全体のあり方について
    - ・ 本市の水道料金は、「基本料金」と「水量料金」の比率を、おおむね3対7としています。料金原価の9割程度を占める固定的経費を安定的に回収するためには、基本料金で回収することが重要であることから、今後は段階的に見直していき、安定経営につなげていく必要があることを確認しました。
    - ・ 水量料金については、ていぞうせい通増制（水を使うほど料金が高くなる料金制度）となっていますが、高単価部分の使用水量が低単価部分に比べ大幅に減少するという構造の変化がみられ、経営の安定性が損なわれるおそれがあることから、大口使用者などの動向調査を実施し、水需要予測に反映させたい見直しを検討していく必要があることを確認しました。
- なお、具体的な料金制度の見直しなどについては、水道料金水準の見直しを審議する次期以降に設置される審議会でも再度検討する必要があります。



しもん 諮問とは…有識者等に意見を求めることをいいます。 答申とは…諮問に応じて調査審議し、意見を述べることをいいます。

## 第17次水道事業経営審議会への諮問について

昨年12月23日に、市長から15名の方々に第17次審議会委員の委嘱状を交付し、今後の水道事業経営について意見をいただくため、審議会に対して諮問が行われました。

今回は令和3年度に現行の中期経営計画が終期を迎えることから、新たな経営計画などについて調査・審議をしていただき、意見をいただきます。

### 審議会委員（50音順、敬称略）◎会長 ○副会長

- |         |                                   |
|---------|-----------------------------------|
| ・ 石山 伯夫 | 株式会社マルト 管理本部 取締役本部長               |
| ・ 小野 卓也 | （公社）いわき青年会議所 常任理事                 |
| ・ 上遠野恭子 | いわき市健康推進員協議会 理事                   |
| ・ 河合 伸  | 東日本国際大学 経済経営学部 准教授 経済経営学科長 教務部長   |
| ・ 木川 義子 | いわき男女共生連絡協議会 会員                   |
| ・ 佐久間幸子 | いわき商工会議所女性会 監事                    |
| ・ 菅原 啓史 | 連合福島いわき地区連合会 副議長                  |
| ・ 杉岡 弘之 | 公募                                |
| ・ 鈴木 俊彦 | 公認会計士                             |
| ・ 高橋 孝光 | いわき地区商工会連絡協議会 副会長                 |
| ・ 長谷山信一 | （公社）日本水道協会 水道技術総合研究所 主席研究員        |
| ◎原田 正光  | 福島工業高等専門学校 都市システム工学科 教授           |
| ○古川 広子  | いわき市地域婦人会連絡協議会 方部長                |
| ・ 俣田 真志 | アルプスアルパイン株式会社 小名浜工場／平工場 総務部総務課 課長 |
| ・ 吉田 伸郎 | 公募                                |



委員の任期は、令和3年11月30日までです。

答申と諮問について、詳しくは水道局のホームページでご覧いただけます。

**お問い合わせ** 経営企画課 企画係 **TEL 22-9310**

## お引っ越しの手続きは、お早めに！

お引っ越しの予定が決まりましたら、**お電話**または**インターネット**でお早めに手続きをしてください。  
水道の使用をやめる日または使い始める日の**5日前**までをお願いします。  
使用をやめるご連絡がないと、水道を使っていなくても**基本料金がかかってしまいます**。  
なお、お引っ越し当日のお客さまの立ち合いは不要です。

### 水道の使用をやめる

### 次のことを確認してご連絡いただければ、受付がスムーズになります

- 使用者番号  
検針票や納入通知書などに記載されています
- 住所（アパート名・部屋番号）
- 氏名
- 使用をやめる日（最後に使用する日）
- 引っ越し先の住所
- 連絡先の電話番号

### 水道を使い始める

- 住所（アパート名・部屋番号）
- 氏名
- 使い始める日
- 連絡先の電話番号

※ 蛇口をひねって水が出ればそのままお使いいただいて結構ですが、**必ずご連絡ください**。

### お電話でのお申し込み

いわき市水道料金お客様センター

**0246-22-9300**

受付時間 8:30～17:15  
（土曜、日曜、祝日、12/29～1/3を除く）

### 市内でお引っ越しをするとき

**使用をやめるとき**の手続きと、**使い始めるとき**の手続きの**両方**が必要です。

※ 水道料金のお支払いに口座振替をご利用中の場合、お引っ越し先でも**原則そのままご利用いただけます**ので、お申し出ください。

### インターネットでのお申し込み

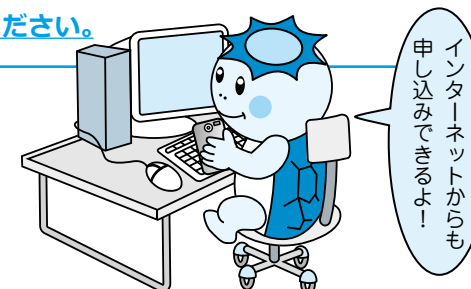
水道局のホームページへアクセスし、「水道の使用開始・休止手続き」をクリックしてください。

または、右のQRコードからアクセスしてください。

受付完了等のメールは、1～2営業日後に送信しますのでご確認ください。



なお、5日前までのお申し込みが困難である場合や、お引っ越し時に料金を現金払いしたい場合には、日程等の調整が必要となるため、**お電話でお申し込みください**。



### 次のような場合もご連絡ください！

- 使用者の名義、連絡先等（郵便物等送付先や電話番号）が変更となった場合
- 共同住宅等で共用水栓の使用者（管理人等）が変更となった場合
- 地下埋設管の漏水等で、ご家庭の給水装置を修理した場合

**お問い合わせ** いわき市水道料金お客様センター

**TEL 22-9300**